

## 東金市入札公告

### 一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について

一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月16日

東金市長 志 賀 直 温

#### 1. 一般競争入札（電子入札）の参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札（電子入札）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 東金市建設工事等入札参加業者資格者名簿に発注工事に対応する工種（以下「発注工種」という。）で登載されていること。
- (2) 発注工事を管理し得る主任技術者を配置できること。ただし、主任技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) ちば市町村共同利用電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）の申請IDを使用し、東金市に対して電子申請の手続きを行った者で、電子入札システムにより東金市への利用者登録手続きが済んでいること。
- (4) 本工事に係る開札日において、当該工事場所より最近部が100m以内の地域で、本市が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者となっていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
  - ④ 発注工事に係る公告日から落札者決定通知書の通知日までの期間内で、東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置、東金市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分（処分内容に該当する場合に限る。）を受けている者
- (6) 上記に掲げるもののほか、発注工事ごとに行う入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

#### 2. 入札公告

発注工事ごとに行う入札公告（以下「入札公告」という。）は、東金市役所内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に公告文書を掲示し、東金市ホームページ（以下「ホームページ」という。）及び日刊の建設新聞紙に掲載して行う。

#### 3. 現場説明及び設計図書等の縦覧

- (1) 発注工事の現場説明書は、入札公告と併せてホームページに掲載する。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 発注工事の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める

縦覧期間において東金市役所総務部財政課（以下「財政課」という。）で縦覧に供する。

#### 4. 入札参加手続き等

- (1) 一般競争入札（電子入札）に参加を希望する者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、競争参加資格確認申請書を入札公告に定める申請期間内に電子調達システムの電子入札システムにより誓約書を添付の上申請し、入札参加資格に関する事前確認を受けなければならない。
- (2) 申請に際し必要となる提出書類の様式は、ホームページに掲載する。ただし、電子入札システムにより自動作成される申請書等は除く。
- (3) 入札参加手続きに際し入札公告で定めた提出書類について、未提出の者又は提出書類の相違等をした者は、入札に参加することはできない。
- (4) 事前確認において、資格要件（申請時に事実が確認できるものに限る。）を満たしていることを確認したときは、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を発行するので、当該確認通知書を提示した者には発注工事に係る設計図書等について電子媒体のときには配布（設計図書等をホームページに公開したときは除く。）、また紙媒体の時には貸与する。
- (5) 設計図書等の配布又は貸与を受けていない者は、入札に参加することはできない。ただし、設計図書等をホームページに公開したときは、この限りでない。
- (6) 資格要件のいずれかを満たさないことを確認したときは、入札参加資格が無い旨を当該申込者に通知する。当該通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

なお、設計図書等の配布又は貸与を受けた後、開札日までの間に資格要件のいずれかを満たさないことが明らかになった者がいるときも同様とする。この場合において、通知を受けた者で貸与を受けた者は、速やかに設計図書等を返却しなければならない。

#### 5. 設計図書等に対する質疑

- (1) 設計図書等の配布又は貸与を受けた者若しくは設計図書等をホームページに公開した場合における入札参加者で確認通知書の交付を受けている者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、現場説明書に記載した期限までに、あて先を東金市長とする質問書を工事担当課に提出すること。
- (2) 質問書の提出があった場合は、現場説明書に記載する期日までに回答する。

#### 6. 入札期間及び入札の方法等

- (1) 入札は、入札公告に定める入札期間内に行うものとする。
- (2) 入札書の提出方法は、電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。なお、提出に際しては、入札書と同時に電子入札システムを利用して「工事費内訳書」の電子データを添付すること。
- (3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。なお、工事費内訳書の様式は任意とし、工事費内訳書に不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがある。
  - ① 案件名及び入札者の商号又は名称。
  - ② 入札金額の内訳及び合計金額。なお、内訳には、見積り項目、数量、単位、単価及び金額等を記載することを基本とする。
  - ③ その他必要となる記載事項は、発注工事の現場説明書に別途定める。

## 7. 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 8. 開札の場所及び日時

- (1) 開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。
- (2) 入札参加者（事前確認において資格要件を満たさなかった者を除く。）は、開札に立会うことができる。また、復代理人が立会う場合は、立会委任状を提出すること。ただし、開札に立会う者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立会人とする。
- (3) 入札参加者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
- (4) 入札回数は1回限りとする。

## 9. 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、東金市財務規則（平成5年東金市規則第1号）又は東金市電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格を有すると認められた者であっても、確認通知書の通知日以後、落札者決定通知書の通知日前までに指名停止措置等を受けた者のした入札は無効とする。

## 10. 落札候補者の決定

- (1) 開札結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上（最低制限価格の設定がない場合はこの限りでない。）の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

## 11. 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 開札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。
- (2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該対象者に次順位候補者の順位を決定する必要がある旨を連絡し、東金市役所で来庁によりくじを引かせ次順位候補者の順位を決定するものとする。

## 12. 落札候補者の資格確認及び落札決定

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査に係る入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を落札候補者となった旨の通知日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に財政課まで持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。
- (3) 前項の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を東金市長とする書面を財政課に持参により提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。
- (4) 前3項の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。

- (5) 資格確認申請書の様式は、ホームページに掲載する。
- (6) 資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。
- (7) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。

### 1 3. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から14日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東金市条例第8号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。ただし、財政課長の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

### 1 4. 契約保証金

契約者は、東金市財務規則第141条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 1 5. 支払方法

発注工事に係る現場説明書に定めるとおりとする。

### 1 6. 入札に関する注意事項

- (1) この公告に記載する事項以外の事項については、東金市電子入札約款及び東金市電子調達システム運用基準のとおりとする。
- (2) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札の執行に際して、入札参加者が談合等を行っている又は行っていたとの情報を得た場合において、情報の信憑性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないときは、東金市役所で来庁により入札参加者から抽選によってその半数を選出し、開札執行することがある。
- (4) 電子入札の方法により参加することが困難な場合で財政課がやむを得ないと認めたものに限り、紙入札業者として参加できるものとする。なお、その詳細については、東金市電子調達システム運用基準によるものとする。

### 1 7. その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 落札者は、下請、労働及び資材購入等について、可能な限り東金市内の業者に発注すること。

### 1 8. 公告の廃止

この公告の施行に伴い、一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について（平成20年8月7日東金市入札公告）は、廃止する。

### 1 9. 問い合わせ先

東金市役所 総務部 財政課 契約検査係      電話    0475（50）1125